

讀賞罰。加封直孝高虎各五萬石。後並至三十萬石。水野勝成違教旨。輕自接刃。故不賞。後封郡山。遂移備後福山。食十萬石。本多忠朝死。事無子。以兄忠政子政朝襲封。小笠原忠真襲父秀政封。榊原康勝。攝劇而卒。大須賀忠次。實康勝兄子也。命復本姓。襲其封。以大須賀氏。屬於頼宣。實藤田信吉失軍。機收其邑。命池田忠雄襲兄忠繼封。以三舊封。賜蜂須賀至鎮。少將忠直。還從三位。進參議。前田伊達。淺野氏皆進官。爵。前將軍季女。寡於蒲生氏者。再嫁淺野氏。至次年成婚。

山に封ぜられ、遂に備後の福山に移りて、十萬石を食む。本多忠朝事に死す。子無し。兄忠政の子政朝を以て封を襲がしむ。小笠原忠真、父秀政の封を襲ぐ。榊原康勝、瘍劇しくして卒す。大須賀忠次は、實は康勝の兄の子なり。命じて本姓に復し、其封を襲がしめ、大須賀氏の衆を以て、頼宣に屬す。藤田信吉の將機を失ふを責めて、其邑を收む。池田忠雄をして兄忠繼の封を襲がしめ、其舊封を以て蜂須賀至鎮に賜ふ。少將忠直は從三位に遷り、參議に進む。前田・伊達・淺野氏皆官爵を進む。前將軍の季女の蒲生氏に寡する者、再び淺野氏に嫁し、次年に至りて婚を成す。

● 事のたひらぎ ● 知行を増す ● 將軍の命令 ● 取ひのはづみ ● 一番才五のむすめ

閏月。十一日。將軍率諸侯入朝。獻白金萬兩。二十七日。兩公偕觀樂。于二條城。奏振鉞。還城。樂延喜樂。太平樂。諸曲。天下大亂。伶官耗散者數百年。前將軍招撫有年。終復舊職。朝廷之樂自是興矣。

閏月十一日、將軍、諸侯を率ゐて入朝し、白金萬兩を獻す。二十七日、兩公偕に樂を二條城に觀る。振鉞・還城樂・延喜樂・太平樂の諸曲を奏す。天下、大に亂れて、伶官の耗散すること數百年なり。前將軍招撫すること年有り。終に舊職に復す。朝廷の樂是より興る。

● うるよづき ● 皆舞樂の名 ● 舞樂の官人 ● 人數へりたる

先是。前將軍參考貞永建武式目。與林信勝等議。定新式十三條。七月七日。會諸侯于伏見。頭之曰。文武

是より先、前將軍、貞永・建武の式目を參考し、林信勝等と議して、新式十三條を定む。七月七日、諸侯を伏見に會して、之を頒ちて曰く、文武の道は、修めざる勿れ。佚遊羣飲は、禁ぜざる勿れ。法を犯す者は、舍す勿れ。反を謀り若しくは人を殺す者は、告げざる勿れ。諸國の民は、其所を移す勿れ。私に城郭を築く勿れ。異を立て黨を結ぶ者は、告げざる勿れ。私に婚姻を結ぶ勿れ。侯

之道。勿不修。伏遊羣飲。勿不禁。犯法者。勿舍。謀反若殺。人者。勿不告。諸國民勿移其所。勿私築城郭。勿私結婚姻。侯伯會同。勿偏從。過節。衣服之差。勿棄。無爵位者。勿乘輿。諸將士。勿厭。儉約。國主任人。勿不擇其器。又與關白藤原昭實等議。定朝廷式十七條。其略

伯の會同は、衛從節に過ぐる勿れ。衣服の差を棄す勿れ。爵位無き者は、輿に乗る勿れ。諸將士は、儉約を厭ふ勿れ。國主の人に任ずるは、其器を擇ばざる勿れと。又關白藤原昭實等と議して、朝廷の式十七條を定む。其略に曰く、天下は宜しく寛平の遺誠に因りて、専ら古道を學びて、傍ら和歌を習ふべし。見任の三公は、宜しく諸王の上に班すべし。武家の官位は、宜しく公家の員外に在るべし。廷臣の繼嗣は、宜しく異姓を取るべからず。諸の服章は、宜しく等を踰ゆべからず。才藝異等若しくは功勞を累ぬる者は、其超濫宜しく門地に拘るべからず。諸の僧官は宜しく濫授すべからず。諸の朝士の關白及び右司に違ふ者、諸の浮屠の妄に官達を冀ふ者は、皆宜しく流竄に處すべしと。

- 制度の簡便書 ● 新らしき式目 ● 意り遊ふこと集りて酒を飲むこと ● 標註「按城郭下當有立國結黨者勿不告一様文字一蓋係一脱活」 ● 身分による衣服の差別を亂してはならぬ ● 宇多天皇が醍醐天皇に酒されし御誠 ● 現在 ● 定員外 ● 他家 ● なみにはづる ● 官達の昇進家柄に拘はる可らず
- みだりにミづく ● 役人 ● 官位の昇進

曰。天子宜因平遺誠。專學古道。而傍習中和歌。見任三公。宜班諸王上。武家官位。宜在二公家員外。廷臣繼嗣。不宜取異姓。諸服章。不宜踰等。若果功勞者。其超遷。不宜拘門地。諸僧官。不宜濫授。諸朝士。違關白及有司者。諸浮屠。妄冀官達者。皆宜處流竄。

是の月、織田氏を大和・上野の諸邑に封す。本多正信、豊臣氏の祖廟を毀たんと請ふ。前將軍敢て私斷せず。終に諸王公と議して、請ふ。詔有り。祀典を廢して、其類廢に任せよと。十九日、將軍伏見を發して、八月四日、江戸に至る。是の日、前將軍二條を發して、二十三日、駿府に至る。

- 先祖のたまや ● 自分勝手にきめず ● まつりをやめて ● くずれたれるま、にして捨て置き

是月。封織田氏于大和上野諸邑。本多正信請毀豊臣氏祖廟。前將軍不取私斷。終與諸王公議。請焉。有詔。廢祀典。任其類廢。十九日。將軍發伏見。八月四日。至江戸。是日。前將軍發二條。二十三日。至駿府。

初少將忠輝受封信濃。浸驕縱。壁善擊鼓者花井某。遂委之政事。

初め少將忠輝封を信濃に受け、浸く驕縱なり。善く鼓を撃つ者花井某を優して、遂に之に政事を委す。三將有り。驟々諫むれども聽かず。乃ち之を駿府に訴ふ。忠輝馳せ至り、三將罪有りと認ひて、死を賜ふ。越後に徙るに及びて、益々

有三將。謀諫不聽。乃訴之駿府。忠輝聽至。誣三將有罪。賜死。及徒。越後益駭。及大坂夏役。行至森山。從兵與將軍牙騎。圖殺三人。長坂信政之嗣在焉。已而向大和口。聽花井言。逗撓不進。前將軍東歸。過森山。驗實大怒。遂使人往誚其罪。有二士自誣以解之。前將

驕る。大坂夏の役に及びて、行きて森山に至る。從兵將軍の牙騎と闘ひて、三人を殺す。長坂信政の嗣在り。已にして大和口に向ふ。花井の言を聴き、逗撓して進まず。前將軍、東に歸り、森山を過ぐ。實を驗して大に怒り、遂に人をして往きて其罪を誦めしむ。二士有り。自ら誣ひて以て之を解く。前將軍信ぜず。吏を遣して之を按じ、且つ其逗撓を詰らしむ。花井、咎を山田將監に歸して、之を逐ふ。次年、前將軍、忠輝の母茶阿を召して曰く、少將驍健なり。吾れ其成立を期す。圖らざりき。荒情乃ち爾り。又擅に長坂血槍の弟を殺す。吾が在時に在りて既に然り。將軍の時は知るべし。吾れ之を絶たざるを得ずと。茶阿懼れ、之を越後に報ず。忠輝懼れて來り謝す。見ゆるを許さず。將軍に遺命して、之を伊勢に放たしむ。後飛驒に遷し、遂に信濃に遷す。卒す。

● もごりて我儘なり ● 旗本の驍兵 ● とまごはりてダブ／＼す ● 強くたけし ● 成人して必ず立派の大將となれると思ひき ● なまけもこたる ● 一本に如此とあり ● 遺言を以て命令して

軍不信。遣吏按之。且詰其逗撓。花井歸咎於山田將監。逐之。次年。前將軍召忠輝。母茶阿曰。少將驍健。吾期其成立。不圖荒情乃爾。又擅殺長坂血槍之弟。在吾在時。既然。將軍時可知。吾不得絕之。茶阿懼。報之。越後。忠輝懼。來謝。不許見。遣命將軍。放之。伊勢。後。遷飛驒。遂。遷。信。濃。卒。

十月、前將軍、關東に遊獵し、遂に江戸に如く。最上義光、大坂の役に先だちて卒す。其子家親嗣ぐ。庶兄義成、陰かに大坂に應ず。事覺る。家親に命じて討ちて之を夷けしむ。十二月、前將軍駿府に歸る。途に伊豆の泉頭を経て、以て畏老の地と爲す。期するに明年を以てして營す。是の冬、天下盡く平ぐを以て、五畿七道に令して、諸壘砦を毀ち、公使を發して、諸國を巡察せしむ。三年に一巡す。又武門の服章備らざるを以て、明春の正會に因りて之を改む。二年正月朔、侯伯將帥、爵位に隨ひて衣冠を具へ、兩府に賀正す。

● 服をしへ樂み ● 關所と爲す ● 巡りみさせる ● 規定の裝束につけるし ● 新年を賀す

期以明年營焉。是冬、以天下盡平。令五畿七道。毀諸壘砦。發公使。巡察諸國。三年一巡。又以武門服章不備。因明春正會改之。二年正月朔。侯伯將帥。隨爵位具衣冠。賀正。兩府。

二十一日。前將軍獵于田中。得疾。留四日。乃歸。將軍得報。大驚。戒行。二月朔。至駿府。日夜看護。衣不解帶。諸侯伯相踵來候。前將軍自知不起。卻醫藥不用。三月。天皇使下廷臣二人就拜前將軍。爲中太政大臣。二十七日。前將軍力疾。衣冠拜命。尋使將軍嬰天使。四月。

二十一日、前將軍、田中に獵し、疾を得、留ること四日にして、乃ち歸る。將軍、報を得て大に驚き、行を戒む。二月朔、駿府に至り、日夜、看護す。衣、帶を解かず。諸侯伯相踵ぎて來り候ふ。前將軍自ら起たざるを知り、醫藥を卻けて用ひず。三月、天皇、廷臣二人をして、就きて前將軍を拜して太政大臣と爲さしむ。二十七日、前將軍疾を力め、衣冠して命を拜す。尋ぎて將軍をして天使を饗せしむ。四月、前將軍疾篤し。乃ち婦女を應きて入侍するを許さず。十四日、諸侯伯を召し、諭して曰く、吾れ老いて病めり。旦夕將に地に入らんとす。吾れ既に天下を平定し、將軍大政を執ること日あり。吾れ復た後事を以て憂と爲さず。然りと雖も、吾れ死して將軍或は政を失はば、則ち侯伯の其器に當る者、宜しく代りて天下の柄を執るべし。天下は一人の天下に非ず。吾れ何ぞ恨みんやと。乃ち遺物を分賜し、罷めて國に就きて後命を俟たしむ。初め諸侯各々度る、不諱の如き有らば、當に拘留累年なるべしと。是に於て、皆意外に出づ。既

にして將軍を召して曰く、吾れ諸侯に諭して曰く、將軍政を失はば、善者、之を取れと。汝、其政治を慎みて、毫も私曲有る勿れ。而して天下若し命に方ふ者あらば、親戚勳舊と雖も、宜しく速かに誅伐を加ふべしと。將軍歎歎して退く。

● 朝廷の臣 ● 病氣をかしめて ● 今にも死せんとなす ● 死後の事 ● 天下は一人の専有す可きものにあらず ● 死去 ● 年を重ねて留め置かるべし ● ナトリなきとして引き下がる

前將軍疾篤。乃應婦女不許。入侍。十四日。召諸侯伯。諭曰。吾老病。旦夕將入地。吾既平定天下。將軍執大政。有日。吾不復。以後事爲憂。雖然。吾死而將軍或失政。則侯伯當其器者。宜代執天下之柄。天下非一人之天下。吾何恨哉。乃分賜遺物。令罷就國。以俟後命。初諸各度有。如不諱。當拘留累年。於是皆出。意外。既而召將軍。曰。吾論諸侯。曰。將軍失政。善者取之。汝慎其政治。勿毫有私曲。而天下若有方命者。雖親戚勳舊。宜速加誅伐。將軍歎歎而退。

召義直賴宣。賴房。誠以善事將軍。召其傅成瀨正成。安藤直次中。

義直・賴宣・賴房を召して、誠むるに善く將軍に事ふるを以てす。其傅成瀨正成・安藤直次・中山信吉を召して、勗むるに輔導を以てす。十七日、疾革まる。乃ち將軍を顧みて曰く、吾れ將に死なんとす。汝、天下を何と謂ふと。將軍答へて

山信吉。易以二補導。十七日。疾革。乃顧二將軍曰。吾將死。汝謂天下何。將軍答曰。將大亂矣。前將軍曰。善。吾可二以死也。召二嫡孫家光曰。汝他日治天下。者也。治天下之道。在於慈。乃薨。壽七十有五。葬于二久能山。天皇賜二卹典。甚厚。賴宣就建廟焉。

曰く、將に大に亂れんとすと。前將軍曰く、善し。吾れ以て死す可きなりと。嫡孫家光を召して曰く、汝は他日、天下を治むる者なり。天下を治むるの道は慈に在りと。乃ち薨す。壽七十有五なり。久能山に葬る。天皇、卹典を賜ふこと甚だ厚し。賴宣、就きて廟を建つ。

● 一ツかり將軍をたすけ頼げと圖まし給む ● 病氣危篤にふちいる ● 後日 ● 死者をいたみあはれむ下賜物

初、神原康政兄清政。輔二故世子信康。及世子敗。棄官出亡。晚依二康政。前將軍召

初め神原康政の兄、清政故の世子信康を輔く。世子敗るゝに及びて、官を棄てて出亡す。晩に康政に依る。前將軍召して祿を賜ふ。久能を守らしむ。尋ぎて卒す。長子清定留りて宗家に仕ふ。乃ち少子照久をして父の職祿を襲がしめて、之を親近す。終に臨み、其膝に枕して以て絶ゆ。將軍因りて照久をして祀事を掌

賜。祿守二久能。尋卒。長子清定留仕二宗家。乃令三少子照久襲二父職祿。親二近之。臨終。枕二其膝。以絶。將軍因使三照久掌二祀事。僧天海請號二廟大權現。三年。將軍以二遺命。改葬于二下野日光山。就建二新廟。四月八日。畢事。既望。移二主正殿。天皇遣二廷臣三輩。宣命。贈二正一位。賜二號曰二東照。是日。將軍自二江戸一來。次日。祀焉。柁井親王尊純掌禮。後三世益修二祠宇。天下侯伯至諸外夷。皆獻二器材。而親王更來護廟。以爲常。後三十年。詔。改二大權現。曰二宮。

らしむ。僧天海請ひて廟を大權現と號す。三年、將軍遺命を以て改めて下野の日光山に葬る。就きて新廟を建つ。四月八日、事を畢ふ。既望、主を正殿に移す。天皇、廷臣三輩を遣して命を宣し、正一位を贈り、號を賜ひて、東照と曰ふ。是の日、將軍、江戸より來り、次日祀る。柁井親王尊純禮を掌る。後三世、益々祠宇を修む。天下の侯伯諸外夷に至るまで、皆器材を獻す。而して親王更々來りて廟を護り、以て常と爲す。後三十年、詔して、大權現を改めて宮と曰ふ。

● 死ぬる時 ● まつりの事 ● 十六日 ● 神靈 ● 東照大權現を東照宮と改む

東照公爲人沈毅。有大略。用兵如神。而

東照公、人と爲り沈毅にして、大略有り。兵を用ふると神の如し。而して學を好み治を求め、人を愛して善く容れ、事を處するに必ず百世の後を規る。其の

好學求治。愛人善容。處事必規。百世之。後。其事。朝廷。恭順。殊至。以。三。鎮。護。王國。爲。己。任。自。執。儉。約。不。敢。驕。侈。最。重。稼。穡。之。事。雖。至。微。細。無。不。諳。知。屢。託。遊。敗。以。訪。疾。苦。其。爲。政。務。養。士。氣。開。言。路。防。巧。佞。浮。華。之。習。公。幼。質。於。尾。張。有。獻。百。舌。者。卻。不。受。左。右。問。故。公。曰。吾。聞。主。將。不。取。小。慧。者。其。在。岡。崎。有。二。犯。禁。者。二。人。其。一。戈。于。園。其。一。刺。于。濠。皆

朝廷に事ふるに、恭順殊に至る。王國を鎮護するを以て己の任と爲し、自ら儉約を執りて、敢て驕侈ならず。最も稼穡の事を重んず。至りて微細と雖も、諳知せざるは無し。屢々遊敗に託して、以て疾苦を訪ふ。其の政を爲すに、務めて士氣を養ひ、言路を開き、巧佞浮華の習を防ぐ。公、幼にして尾張に質たり。百舌を獻する者有り。卻けて受けず。左右故を問ふ。公曰く、吾れ聞く、主將は小慧の者を取らずと。其の岡崎に在るとき、禁を犯す者二人有り。其一是園に弋し、其一是濠に網す。皆拘繫せらる。牙兵鈴木某、之を諫めんと欲すれども、未だ路有らず。乃ち故に自ら令を矯め、池籩の鯉を取りて、煮て之を食ふ。

● 藩附きて心強し ● 兵をつかひこなすことは神のごとし ● 事を處置するには心ず百世の永き後までを考へてなす ● 己れの任務となし ● 農事大切にす ● 山野の游獵にかこつけて人民の困らしたげぬ ● 諫言することの出来る機にし ● 小利口の者 ● 禁苑に馬駒を張りて鳥を捕り ● 殺生禁苑のはりにて魚を捕る ● 捕へられて獄につながらる ● 旗本の士 ● 未だ其の手立なし ● いけすの鯉を捕りて

被拘繫。牙兵鈴木某欲諫之。未。有。路。乃。故。自。矯。令。取。池。籩。之。鯉。煮。而。食。之。

他日。公。觀。於。池。問。守。者。守。者。告。故。公。大。怒。欲。手。斬。鈴。木。鈴。木。入。張。日。罵。曰。噫。暗。主。以。禽。魚。易。人。惡。乎。得。爲。天下。公。大。悟。拋。刀。而。入。遂。釋。前。二。人。召。鈴。木。褒。之。後。語。人。曰。直。言。之。功。愈。一。番。槍。犯。敵。者。賞。可。俸。犯。君。者。罰。不。可。測。也。公。在。濱。松。召。

他日、公、池を觀て、守者に問ふ。守者故を告ぐ。公大に怒り、手づから鈴木を斬らんと欲す。鈴木入りて、目を張りて罵りて曰く、噫暗主禽魚を以て人に易ふ。惡んぞ天下を爲むるを得んと。公大に悟り、刀を抛ちて入る。遂に前の二人を釋し、鈴木を召して之を褒む。後に人に語りて曰く、直言の功は、一番槍に愈る。敵を犯す者は、賞、俸すべし。君を犯す者は、罰測るべからざるなりと。公の濱松に在るとき、三士人を召して事を命ず。其一人留り請ひて曰く、臣、間を承けて敢て白すこと有り。一疏を懷より出して、獻す。公其をして讀ましめて、之を聴く。毎條輒ち善しと稱す。讀み畢りて、之に謂ひて曰く、爾後見る所有らば、言ふに憚る勿れと。其人、頓首して出づ。木多正信、侍坐す。啓して曰く、彼れ何ぞ輕卒なるや。且つ其の言ふ所、一も取るべきもの無し。君、何ぞ之を褒むると。公曰く、否。吾れ其志を褒むるなり。且つ取るべき無き者を

三士人命事。其一人留請曰。臣承問。敢有白出。一疏于懷。獻焉。公使其讀。而聽之。每條輒稱善。讀畢。謂之曰。爾後有所見。勿憚於言。其人頓首出。本多正信侍坐。啓曰。彼何輕卒也。且其所言。無一可取。君何褒之。公曰。否。吾毀其志也。且褒無可取者。則可取者至矣。

● 吾人 ● 暗愚の主人鳥類を捕へたるを以て貴き人命をそこなふ何ぞ天下を治むることを得ん ● 直諫する功は戦争の際の一番槍以上なり ● 主君の面前に直諫する者は朝の程はかり知れず ● 一通の書面 ● 何といふかるはブミなるぞ

公嘗欲官一士。問之於土井利勝。利勝曰。彼不常來。臣家。臣未不知其如何。公弗憚。曰。汝宰我家。務在訪人材。材者豈敢附權勢哉。如

公嘗て一士を官せんと欲す。之を土井利勝に問ふ。利勝曰く、彼れ常には臣が家に來らず。臣未だ其如何を知らずと。公憚ばずして曰く、汝は我が家に宰たり。務は人材を訪ふに在り。材者豈に敢て權勢に附かんや。汝が言ふ所の如くんば、則ち恥を知り、義を好む者將に日に柔媚に趨らんとす。恥を知り義を好むは、國家の元氣なり。元氣消亡すれば、國家衰老す。其れ能く久しからんや。昔、酒井正親、神谷某の己に禮せざるを以て、我に謂ひて曰く、彼は眞に用ふべき者なり

汝所言。則知恥好義者。將日遠柔媚。知恥好義。國家元氣消亡。國家衰老。其能久乎。昔酒井正親。屬士風。汝輩何不類焉。

と。因りて請ひて其俸を倍にす。正親は公の爲に私を忘れ、士氣を獎勵す。汝が輩、何ぞ類せざると。  
● 官に任用せんとす ● 執政の人 ● 力量ある者は心を曲げて權勢あるものにもねりつかんや ● よく國家長久ならず ● まことに役に立つ者なり ● 似ざる

又嘗論將軍近臣。大意謂天下安危。在將軍之心。宜留思焉。獎節義。擯輕薄。愛士民。信賞罰。賜資勿濫。濫則士怠。用人勿偏。偏則國

又嘗て將軍の近臣を論す。大意に謂ふ。天下の安危は、將軍の心に在り。宜しく思を留むべし。節義を獎め、輕薄を擯け、士民を愛し、賞罰を信にし、賜資は濫にする勿れ。濫にすれば則ち士怠る。人を用ふるは偏る勿れ。偏れば則ち國危し。國の臣有るは、猶ほ木の枝有るがごときなり。枝、偏大なれば則ち其根を蹙す。猶ほ鷲鳥の爪翼有るがごときなり。其爪翼を愛するは、搏撃を期する所以なり。臣の用舍重んぜざるべけんや。

危。國之有臣。猶木之有枝也。枝偏大則暨其根。猶鷺鳥之有爪翼也。愛其爪翼。所以期搏擊。臣之川舍。可不可重哉。

● 大體の主意 ● 考へなしに物を與ふ可からず ● 末大なれば根本を固ふ ● 鷺鳥の爪や牙を大切にすることはやがて他の鳥を撃殺せんとする下心あればなり ● 臣下を用ふると否とは大事を取る可きものなり

足利尊氏之高師直。豐臣秀吉之用石田三成。皆以取人怨矣。我亦誤用大賀。殆陷危禍。可不懲乎。凡天下之亂。起於主將縱欲。而宰臣專權也。凌民膏血。盈之府庫。日曰能臣。是爲君蓄怨耳。且恃才能者。必以蓄法爲迂拙。動欲更改之。武田上杉今川大内氏。所以衰

足利尊氏の高師直に任じ、豊臣秀吉の石田三成を用ふる、皆以て人の怨を取れり。我も亦誤りて大賀を用ひて、殆ど危禍に陥れり。懲せざるべけんや。凡そ天下の亂は、主將の欲を縱にして、宰臣の權を專にするに起る。民の膏血を凌へて、之を府庫に盈つるを、目して能臣と曰ふ。是れ君の爲に怨を蓄ふるのみ。且つ才能を恃む者は、必ず舊法を以て迂拙と爲し、動もすれば之を更改せんと欲す。武田・上杉・今川・大内氏の衰亡せし所以は、皆此に由るなり。凡そ政は其舊に因るに在り。

● 懲りて戒む ● 人民の骨折りて得た財物を取りさらつて官の庫に積みたる者 ● けたらさある臣 ● 舊き規則を以てまはり違きものとし、ともすれば改正せんと欲す

亡。皆由於此也。凡政在因其舊。

我嘗赴陸奥。見源朝朝榜牌。其辭曰。國事皆因泰衡之舊。吾信賴朝之能定東陸也。夫介冑之習如鐵。衣纓之習如金。金可以爲虛飾。鐵可以爲實用。國家將衰。必有喜衣纓之習者。建立新法。務其華飾。是大害也。我家法度。皆與祖考昔

我れ嘗て陸奥に赴き、源頼朝の榜牌を見る。其辭に曰く、國事は皆泰衡の舊に因ると。吾れ頼朝の能く東陸を定めしを信するなり。夫れ介冑の習は鐵の如く、衣纓の習は金の如し。金は以て虚飾を爲すべく、鐵は以て實用を爲す可し。國家將に衰へんとすれば、必ず衣纓の習を喜ぶ者有り。新法を建立し、其華飾を務む。是れ大害なり。我が家の法度は、皆祖考舊と議して、深く謀り、遠く慮りて、其の弊無きを期せり。變更する所有る勿れ。之を刀に譬ふるに、鍛鍊一たび成りて、之を子孫に傳ふ。子孫各々好尚を異にし、數々冶工に附せば、則ち刀は終に用ふべからず。凡そ故家に貴ぶ所は、其の舊製を存し、舊臣を養ふを以てのみ。侯伯將士は皆我と苦勞を同じくする者なり。子孫も亦宜しく與に富貴を同じくすべし。故なくして之を滅絶せしむる勿れ。其祖先の忠に酬ゆる所以なり。

● 高札 ● 上るひかぶと ● 衣冠束帶 ● 大宮 ● 年老いたる人 ● なきこのみ



舊議。深謀遠慮。期其無弊。勿有所變更。譬之刀。鍛鍊一成。傳之子孫。子孫各異好尚。數附治工。則刀終不可用矣。凡所費於故家者。以下其存。製養舊臣焉。爾侯伯將士。皆與我同苦勞者。子孫亦宜與同富貴。勿無故滅絕之。所以酬其祖先之忠也。

凡所謂忠者。豈獨忠於德川氏哉。乃忠於天也。我亦忠於天者。故天授之以大柄。然自有其柄。驕奢怠惰。以虐生民。則天將奪之矣。故吾主岡崎。慮隣國攻守。主關東。慮三道治亂。定天下。慮四境安危。未嘗一日懈怠。夫折衝

凡所謂忠とは、豈に獨り德川氏に忠なるのみならんや。刀ち天に忠なるなり。我も亦天に忠なる者なり。故に天之に授くるに大柄を以てす。然れども自ら其柄を有し、驕奢怠惰、以て生民を虐せば、則ち天將に之を奪はんとす。故に吾れ岡崎に主たるや、隣國の攻守を慮り、關東に主たるや、三道の治亂を慮り、天下を定むるや、四境の安危を慮り、未だ嘗て一日も懈怠せず。夫れ折衝禦侮して以て王國を守るは、武臣の職然りと爲す。武臣にして武を遺るゝは、是れ其職を竊むなり。懼れざる可けんやと。公少きとき、武田氏と兵を連ぬ。後に武備を講ずるに、多く其法を取る。或ひと説きて曰く、武田の術は、必ず其鋌を甘くす。人に中りて抜け難からしむるなり。請ふ之に倣へと。公擊顧して曰く、忍びんや。孰か天下の民に非ざらんと。因りて令して曰く、德川の術は、必ず其鋌を固く

せよ。人に中りて抜け易からしむるなりと。公、幼にして今川氏の育する所と爲る。今川義元の墓、桶峽に在り。公過ぐる毎に必ず下拜す。其仁且つ義は、蓋し天性なり。

● 天下を治むる術 ● 一本に士民とあり ● 敵のつきくるはこまきに當りて之を挫き侮を防ぐ ● ヤレリをゆるくつける ● 顔をしかめて

其法。或説曰。武田之術。必甘其鋌。使中人而難拔也。請效之。公擊顧曰。忍哉。孰非天下之民。因令曰。德川之術。必固其鋌。使中人而易拔也。公幼爲今川氏所育。今川義元之墓。在子桶峽。公每過必下拜。其仁且義。蓋天性也。

將軍襲職。一奉其訓。誠以綏撫天下。五年夏。將軍入朝。收福島正則封。正則關

將軍、職を襲ぎ、一に其訓誡を奉じて、以て天下を綏撫す。五年夏、將軍入朝す。福島正則の封を收む。正則、關原の役に功を負みて驕横なり。嘗て公人伊奈今成を殺す。大阪の役に、陰かに謀を城中に通ず。又擅に城郭を増築し、酷だ殺戮を嗜む。國民、生を聊んぜず。是に於て、將軍、井伊直孝と策を決して、

原之役。負功。驕橫。嘗殺三公。人伊奈今成。大坂之役。陰通謀城中。又擅增築城郭。酷嗜殺戮。國民不聊生。於是將軍與井伊直孝決策。使鳥居忠政就正則于江戶第一傳命。放津輕以三其太。歸改放信濃。給七萬石。邑舉其舊封。賜於淺野氏。徙封三參。賴宣于紀伊。所食如故。自是尾張紀伊水戶。稱爲三家。諸侯無敢抗禮。義直慈仁。賴宣雄豪。賴房謙遜。賴房特不之國。冠譜第將帥。以護幕府。

鳥居忠政をして、正則に江戸の第一に就きて命を傳へ、之を津輕に放たしむ。其太僻なるを以て、改めて信濃に放ち、七萬石の邑を給し、其舊封を擧げて、淺野氏に賜ひ、徙して參議賴宣を紀伊に封す。食む所は故の如し。是より尾張・紀伊・水戸稱して三家と爲す。諸侯敢て抗禮するなし。義直は慈仁、賴宣は雄豪、賴房は謙遜なり。賴房は特に國に之かず、譜第の將帥に冠として以て幕府を護す。

● 泊め安んず ● 心ごりはいまなり ● 安心してくらすことが出来ぬ ● あまり遠慮 ● 對等の

是歲。復立花宗茂舊封。徙松平忠明于

是の歲、立花宗茂の舊封を復し、松平忠明を郡山に徙す。大坂を以て鎮府と爲し、動舊の一將を遣して之を守らしむ。稱して城代と爲す。六年、京橋・王

郡山。以大坂爲鎮府。遣一將守之。稱爲城代。六年。置京橋王造兩成。遣大番頭率部。或更戊。與二條城同。於是毀伏見城。獨置奉行。比於界浦。奈良長崎佐渡。

造の兩成を置き、大番頭を遣し、部衆を率ゐて更戊せしむ。二條城と同じ。是に於て伏見城を毀ち、獨り奉行を置き、界浦・奈良・長崎・佐渡に比す。

● 大和の國に在り ● 勤勞ある舊臣 ● 更代に守備せしむ

七年。將軍納女禁內。備女御。後進中宮。稱東福門院。是歲。田中氏無嗣。國除。

七年、將軍、女を禁内に納れて、女御に備ふ。後に中宮に進み、東福門院と稱す。是の歲、田中氏に嗣無く、國除かる。

● 宮中 ● 三公の女の入内して未だ皇后の宣下なきもの ● 皇后

八年。秋。最上家親。後嗣義俊。以不能統族屬。國除。冬。本多正純有

八年秋、最上家親の後嗣義俊、族屬を統ぶる能はざるを以て、國除かる。冬、本多正純罪有りて、出羽に放たる。初め正純の父正信老中たり。東照公嘗て其封を増さんと欲す。辭して曰く、臣、恩眷を叨にして、矢石の勞無し。之に封土

罪。放于出羽。初正純父正信爲老中。東照公嘗欲增其封。辭曰。臣叨恩眷。而無矢石之勞。加之封土。誠不自安。願以二其賜臣者。益養材武。以鎮天下。而臣得送老於其間。何暇若之。遂以二萬石終。後東照公者五旬而沒。正純嘗於關原之役。請斬父以解將軍之

を加へらるゝは、誠に自ら安んぜず。願はくは其の臣に賜ふ者を以て、益々材武を養ひて、以て天下を鎮平し、臣、老を其間に送るを得ば、何の暇か之を若かんと。遂に二萬石を以て終る。東照公に後るゝこと五旬にして没す。正純嘗て關原の役に於て、父を斬りて以て將軍の過を解かんと請ひ、頗る得色有り。安藤直次、人に語りて曰く、倫を傷けて以て名を要む。必ず終を令くせざらんと、駿府の執事と爲るに及びて、興國寺城の工卒、誤りて公邑の民を殺す。邑宰、償を城主天野康景に求む。康景肯せず。乃ち正純に因りて之を訴ふ。東照公素より康景の忠良なるを知る。輒く決せず。正純、康景を誣ひて、之をして卒を斬りて之を償はしむ。康景不辜を殺すに忍びず。乃ち封を棄てて出亡す。東照公之を復せんと欲す。其の病みて卒するに會ひて止む。世之を寃とす。

● 一康及び臣下 ● 取功なし ● 得らざりし顔色 ● 人の道を破りて名譽を願ふ必ず善き生涯を修ふる能はずらん ● 公邑の長 ● 罪なき者

過。頗有得色。安藤直次語人曰。傷倫以要名。必不令終也。及爲駿府執事。興國城工卒。城隍殺公邑民。邑宰求償於城主天野康景。康景不肯。乃因正純誣之。東照公素知康景忠良。不輒決。正純誣康景。令之斬卒。償之。康景不忍殺不辜。乃棄封出亡。東照公欲復之。會其病卒而止。世寃之。

有馬晴信之誅。阿媽港人。正純僚吏岡本大八。搦晴信之希賞也。誑取其貨。事覺抵罪。在獄中。告晴信陰事。喉信以故敗。大久保忠隣之寃。世亦以爲正純父子所爲也。正純時食小山三萬石。及將軍時。食二字津

有馬晴信の阿媽港人を誅せしとき、正純の僚吏岡本大八、晴信の賞を希ふを搦るや、誑きて其貨を取る。事覺れて罪に抵る。獄中に在りて、晴信の陰事を告ぐ。晴信故を以て敗る。大久保忠隣の寃、世のひと赤以て正純父子の爲す所と爲す。正純時に小山の三萬石を食む。將軍の時に及びて、宇津宮の十五萬石を食む。安藤直次曰く、正純將に禍に及ばんとすと。是の歳、使を奉じて山形に赴く。其の壘を増し、擅に部屬を殺すを以て、封を收めて放たる。其子弟前後して皆死す。獨り叔父正重の後は存す。九年七月、世子家光京師に觀す。將軍因りて上書して事を致す。世子時に正三位大納言たり。八月入朝して、正二位に進み、内大臣に遷り、征夷大將軍に任ぜらるる。

● 内膳事 ● 世寃にかゝるんとす ● 殆んど同時 ● 子孫は寃る

宮十五萬石。安藤直次曰。正純將及於禍。是歲。奉使赴山形。以三其增。疊擅殺部屬。收封被放。其子弟前後皆死。獨叔父正重之後存焉。九年七月。世子家光親京師。將軍因上書致事。世子時爲正三位大納言。八月入朝。進正二位。遷內大臣。任征夷大將軍。

先是參議忠直貢功。朕望。數不奉法。又縱酒色。殺不辜。幕府數以密旨勸之。不悛。是歲。放之。豐後。獲原。剃髮。號一伯。寬永元年。徙封其子光長。于越後。後三世。以不能馭其下。徙之美作。食五萬石。其弟忠昌直政。皆有功於大

是より先、參議忠直功を負みて、朕望し、數々法を奉ぜず。又酒色を縱にし、不辜を殺す。幕府數々密旨を以て之を勸む。悛めず。是の歲之を豐後の獲原に放つ。剃髮して一伯と號す。寛永元年、徙して其子光長を越後に封す。後三世其下を馭する能はざるを以て、之を美作に徙して、五萬石を食ましむ。其弟忠昌・直政皆大坂の役に功有り。忠昌は河中に封せられ、尋ぎて高田に徙る。是に於て、之を越前に封す。三十萬石を食ましむ。直政は初め大野に支封せられ、後に出雲の十八萬石に封せらる。一伯の敗に、本多成重、復た幕府に歸り、列して諸侯と爲る。

● 不平を聞く ● 命令に従はず ● 内々の思召を以て忠直の改心をうながす ● 治むる ● 分家して封ぜらる

坂之役。忠昌封于河中。尋徙高田。於是封之越前。食三十萬石。直政初支封乎大野。後封出雲十八萬石。一伯之敗。本多成重復歸幕府。列爲諸侯。

三年八月、前將軍・將軍共に入觀す。九月六日、天皇、二條城に幸す。兩將軍諸侯伯を率ゐて之を饗す。前將軍は太政大臣に遷り、將軍は右大臣に遷る。是に於て義直・賴宣・忠長は、竝に大納言に累遷し、賴房及び前田利光・伊達政宗、島津家久は、竝に權中納言に累遷す。忠長は、將軍の弟なり。是の歲、前將軍の夫人從二位淺井氏薨す。四年、蒲生忠郷卒す。嗣なし。國除かる。後數歲にして、弟忠知卒す。亦嗣なし。國除かる。白川の十萬石を以て、丹羽長重を封す。

● 朝廷に参内す ● 引續きて進み

三年八月。前將軍將軍共入觀。九月六日。天皇幸于二條城。兩將軍軍率諸侯伯饗之。前將軍遷太政大臣。將軍遷右大臣。於是義直賴宣忠長並遷大納言。賴房及前田利光伊達政宗島津家久並累遷權中納言。忠長將軍弟也。是歲前將軍夫人從二位淺井氏薨。四年。蒲生忠郷卒。亦無嗣。國除。以白川十萬石封丹羽長重。

七年九月。天

七年九月、天皇位を皇女に讓る。諱は興子といひ、徳川氏の出なり。是を明正

皇讓位於皇女。諱興子。德川氏出也。是為明正天皇。將軍遣酒井忠勝、松平信綱賀之。詔以忠勝為少將。信綱為侍從。皆不敢拜。告幕府而後受。八年。始置少老職。副老中。掌諸雜事。九年正月。二十四日。前將軍薨。葬于增上寺。前將軍位至從一位。官至

天皇と爲す。將軍、酒井忠勝・松平信綱を遣して之を賀せしむ。詔して忠勝を以て少將と爲し、信綱を侍從と爲す。皆敢て拜せず。幕府に告げて後に受く。八年始めて少老職を置き、老中を副けて、諸雜事を掌らしむ。九年正月二十四日、前將軍薨す。壽五十四なり。増上寺に葬る。前將軍、位は從一位に至り、官は太政大臣に至る。正一位大相國を贈り、台徳と諡す。台徳公は人と爲り、勤謹和厚なり。朝廷外舅の故を以て、禮秩等を異にす。而して公は益々小心なり。嘗て禁内に在りて、獨り便室に休す。或ひと之を闘ふに、公、衣冠肅然として、情容ある莫し。其の東照公に事ふるに心を盡して、權を承く。微細の事に至るまで、吝嗇せざるはなし。關原の役に、公、事に及ばず。而して兄秀康、弟忠吉皆功あり。

●幕府に相談して ●若年寄 ●よくつとめつゝしき深くもだやかにして人情あつし ●禮秩秩等特別にす ●くつあいて休息する部屋 ●うまゝし ●なまけるやうす ●申上げて相談せざるはなし ●戰爭に間に合はず

太政大臣。附正一位大相國。諡台徳。公爲人。勤謹和厚。朝廷以外舅故。禮秩異等。而公益小心。嘗在禁内。獨休于便室。或闘之。公衣冠肅然。莫有情容。其事東照公。盡心承備。至微細事。無不吝嗇。關原之役。公不及事。而兄秀康弟忠吉皆有功。

其歳。東照公召諸大臣。問曰。吾欲定繼嗣。誰可者。井伊直政。右忠吉。本多正信。右秀康。大久保忠隣。曰。冢子資望已定。不宜動搖。且自今以往。廢亂之才。不若守成之器也。東照公頷之。公聞之。不聊

其歳、東照公、諸大臣を召し、問ひて曰く、吾れ繼嗣を定めんと欲す。誰か可なる者ぞと。井伊直政は忠吉を右け、本多正信は秀康を右く。大久保忠隣曰く、冢子資望已に定る。宜しく動搖すべからず。且つ今より以往、撥亂の才は、守成の器に若かざるなりと。東照公、之を頷く。公、之を聞けども、直政・正信に御ます。而して忠吉も亦忠隣を腫とし、益々之と厚し。江戸に来る毎に、輒ち其館に館す。公、同母の故を以て、最も忠吉を愛す。忠吉、疾病なり。公親ら其館に往きて候ひ視る。使者、旦夕に往來し、寢食は報に隨ひて加損す。

●世嗣 ●相續人 ●亂を治め續むる才ある者は成功を守る器量あるものには及ばず ●遺恨を種まず ●使者の病狀報知によりて輕快なりといへば増し重しといへば減る

直政正信。而忠吉亦隆。益與之厚。每來江戶。輒館其第。公以同母故。最愛忠吉。忠吉疾病。公親往其館候視。使者且夕往來。饗食隨報加損。

又以庶兄故。最重秀康。凡西諸侯會同者。不得竊火器。秀康嘗赴江戶。具銃隊。入碓氷關。關吏呵禁。秀康曰。汝不知越前宰相乎。公聞而驚。命吏勿問。自迎謝之。及其卒。悼惜殊至。東照公嘗以義直賴房屬於公。曰。我百歲後。善視之。公常念其言。故特愛重三家。

● 鐵砲 ● 岡守 ● いたみをしむこと甚だし ● たのむ

又庶兄の故を以て、最も秀康を重んず。凡そ西諸侯の會同する者、火器を竊すを得ず。秀康嘗て江戶に赴くに、銃隊を具へて、碓氷關に入る。關吏呵禁す。秀康曰く、汝、越前宰相を知らざるかと。公聞きて驚き、吏に命じて問ふ勿らしめ、自ら之を迎へ謝す。其卒するに及びて、悼惜殊に至る。東照公嘗て義直・賴房を以て公に屬して曰く、我れ百歳の後、善く之を視よと。公常に其言を念ふ。故に特に三家を愛重す。

凡公每聞三宗

凡そ公、宗族、功臣の喪を聞く毎に、燕樂の時と雖も、必ず容を變じて涕を

族功臣之喪。雖燕樂之時。必變容。限涕。其出行。既戒。駕而止。則親面。徒御。詔之。嘗戒行。漏刻報期。公方食。舍箸而出口。信不可失也。居常無所耽嗜。特崇儒術。好書及歌。諸武技皆究其精。而不以傲。臣下。以故諸宿將豪傑皆馴服焉。嘗謂其下曰。織田豐臣二子。喜爲三人所事。家君則喜使人矣。所以異也。以故諸政治皆效東照公。而最慎於選人。

限す。其出行に、既に駕を戒めて止むれば、則ち親ら徒御に面して之を罷めしむ。嘗て行を戒む。漏刻期を報す。公、方に食す。箸を捨てて出でて曰く、信失ふべからざるなりと。居常、耽嗜する所なし。特に儒術を崇び、書及び歌を好む。諸の武技、皆其精を究む。而して以て臣下に傲らず。故を以て、諸の宿豪傑皆馴服す。嘗て其下に謂ひて曰く、織田・豊臣の二子は、喜びて人の事ふる所と爲れり。家君は則ち喜びて人を使へり。異なる所以なりと。故を以て、諸の政治は皆東照公に效ふ。而して最も人を選むに慎む。

● 宴を張りて樂む ● 一本に従御とあり供廻の者 ● 時計が約東の時間を報ず ● 約束を違へてはならぬ ● 平生よけりたのしむものはなし ● 徳川家康 ● 人選に大事を取る

將軍之幼。以

將軍の幼きとき、雅樂頭酒井忠世・大炊頭土井利勝・伯耆守青山忠俊を以て傅と

雅樂頭酒井忠世。大炊頭土井利勝。伯耆守青山忠俊。爲傳。忠世以嚴。利勝以和。忠俊以直。共盡心輔導焉。利勝常侍。燕樂。乘間說曰。願聽伯耆言。不則雅樂謂之何。將軍輒悟。酒井忠利子忠勝。自扈從。爲側用人。公又以爲傳。亦大稱職焉。

爲す。忠世は嚴を以てし、利勝は和を以てし、忠俊は直を以てして、共に心を盡して輔導す。利勝常に燕樂に侍し、間に乘じて説きて曰く、願はくは伯耆の言を聽け。不らずんば則ち雅樂之を何とか謂はんと。秀軍輒ち悟る。酒井忠利の子忠勝、扈從より側用人と爲る。公又以て傳と爲す。亦大に職に稱ふ。

● もりやく ● 輔け導く ● 能き所を見 ● 小姓 ● 大に人物が其職に適應す

公既薨。諸臣欲秘之。忠勝以爲不可。即夜發喪。於是將軍下教。盡召諸侯伯。親出而之。曰。前將軍薨矣。諸

公、既に薨す。諸臣之を秘せんと欲す。忠勝以て不可と爲し、即夜喪を發す。是に於て、將軍教を下して、盡く諸侯伯を召し、親ら出でて之に面して曰く、前將軍薨せり。諸君或は天下を冀望せば、則ち唯其欲する所のまゝなり。然れども家光既に軍職に係る。當に弓箭を以て之を授受すべしと。諸侯、愕然として未だ答へず。伊達政宗進みて言ひて曰く、孰か徳川氏の恩澤を被らざらん。今日

君或冀望天下。則唯其所欲。然家光既係軍職。當以弓箭授受之。諸侯愕然未答。伊達政宗進而言曰。孰不被徳川氏恩澤。今日有敢挾異心者。政宗請先住踐嗣之。衆同聲答曰。誠如中納言所陳。乃退。是歲始置大目附。專掌監察。

敢て異心を挾む者あらば、政宗請ふ、先づ往きて之を踐嗣せんと。衆、同聲にて答へて曰く、誠に中納言の陳する所の如しと。乃ち退く。是の歳、始めて大目附を置き、専ら監察を掌らしむ。

● 將軍の命令 ● 天下を望む者があれば爵子に取られよ ● 將軍職なれば戰爭によつて引渡すべし ● 意を以て目を見張る ● よかにざる

六月。徙封池田光政于備前。初光政父利隆封播磨。叔父忠雄封備前。皆卒於元和中。光政嗣。徙于因幡。

六月、池田光政を備前に徙封す。初め光政の父利隆は播磨に封ぜられ、叔父忠雄は備前に封ぜらる。皆元和中に卒す。光政嗣ぎて、因幡・伯耆に徙る。是に至りて、忠雄の子光仲と封を易ふ。是より先、台徳公の女、大坂に適きて寡なり。改めて本多忠政の婦と爲る。女を生む。是に於て、其女を以て光政に妻はす。是の月、加藤忠廣異圖有り。發覺す。國除かれ、出羽に放たる。細川忠興を肥後に徙封し

伯耆至是與忠雄子光仲易封。先是。台德公女適大坂。而寡。改爲本多忠政之婦。生女。於是以其女妻光政。是月。加藤忠廣有異圖。發覺。國除。放于出羽。徙封細川忠興于肥後。割忠興舊封。賜小倉于小笠原忠真。中津于其兄子長次。退賞大坂之功也。後幕府索加藤福島二氏遺胤。召而祿之。以存其祀。

忠興の舊封を割きて、小倉を小笠原忠真に、中津を其兄の子長次に賜ふ。大坂の功を追賞するなり。後に幕府、加藤・福島二氏の遺胤を索め、召して之を祿して其祀を存す。

● 國替す ● やもめとなる ● 返逆を命づ ● 血統の若

十月。收大納言忠長封。忠長與將軍同母。幼字國松。爲三母氏所鍾愛。將軍爲世子時。内外流言。幕府有易

十月、大納言忠長の封を收む。忠長は將軍と同母なり。幼字を國松と曰ふ。母子の鍾愛する所と爲る。將軍の世子たりし時、内外流言す、幕府、嫡を易ふるの意ありと。世子の乳母春日局といふ者、駿府に往きて、之を告ぐ。居ること數月なり。東照公、人をして將軍に言はしめて曰く、久しく幼孫を見ず。盍ぞ來り見えしめざると。兩公子乃ち來り見ゆ。公、世子を上座に迎ふ。忠長踵ぎて升ら

嫡之意。世子乳母春日局者。往駿府告之。居數月。東照公使人言。將軍曰。久不見幼孫。盍使來見。兩公子乃來見。公迎世子于上座。忠長欲踵升。公曰。叱。汝敢欲升。新座乎。坐定。供饌。公取其一。命左右曰。進於竹千代。取其一。投與忠長。曰。阿國喫之。衆望於是定矣。

んと欲す。公曰く、叱。叱。汝敢て斯の座に升らんと欲するかと。坐定り、饌を供す。公、其一を取りて、左右に命じて曰く、竹千代に進めよと。其一を取り忠長に投與して曰く、阿國之を喫せよと。衆望是に於て定る。

● 母に甚だしく愛せらる ● 二人の若君 ● 制止する語 ● 菓子 ● 衆人の人望がこゝにて決定す

世子爲大納言。在西城。城濠多。身忠長手發銃。獲一人。夫人悅甚。命宰之。俟台德公入。饗焉。曰。阿國所獲也。公悅嘆之。

世子大納言と爲り、西城に在り。城濠に身多し。忠長手づから銃を發して、一兎を獲て、以て夫人に示す。夫人悦ふこと甚だし。命じて之を宰し、台德公の入るを俟ちて饗す。曰く、阿國の獲る所なりと。公悦びて之を啖ひ、問ひて曰く、且つ何處に之を得しかと。具に對ふるに實を以てす。公、哺を吐きて、怒りて曰く、何ぞ此大怪事を得る。西城は誰の居る所と謂ふかと。乃ち其從者を罪す。忠長既に長ず。元和中甲斐に封せられ、寛永中參河・遠江を増封せらる。既にし



問曰。且何處得之。具對以實。公吐哺。怒曰。何得此大怪事。謂西城誰所居乎。乃罪其從者。忠長既長。元和。中封甲斐。寬永中。增封。參河。遠江。既而驕恣。失三驩於台德公。公擯之。就國。及公有疾。田獵。自如。公疾病。將軍爲請。召見之。不許。及公薨。忠長無戚容。嗜殺。喜怒無常。於是將軍既除服。乃收其封。置之高崎。附城。主安藤重長。忠長不悅。次年。重長受命。諷使自殺。自是參河甲斐直隸。征夷府。府兵是時有大番及書院。扈從兩番。更戊駿府。

て驕恣なり。驩を台德公に失ふ。公之を擯けて國に就かしむ。公の疾有るに及びて、田獵して自如たり。公疾病なり。將軍爲に之を召見せんと請ふ。許さず。公の薨するに及びて、忠長、戚容なく、殺を嗜みて、善怒常なし。是に於て、將軍既に服を除く。乃ち其封を收めて、之を高崎に置き、城主安藤重長に附す。忠長不悅。次年重長命を受けて、諷して自殺せしむ。是より參河・甲斐は直に征夷府に隸す。府兵は是の時、大番、及び書院、扈從の兩番有り。更、駿府を戊

● 西の丸 ● 料理し ● 口にせる食物を吐き出して ● 大にけしからぬ事 ● 心もこりてきまゝに振舞ふ ● 服して遊び平氣なり ● 怒む様子 ● 怒明となる

十年。堀尾氏嗣無し。國除かる。次年京極氏を徙封す。後三年亦嗣無し。封を收め、其胤子を召して、播磨の地六萬石を賜ふ。十一年、將軍入朝す。從一位に進み、左大臣に遷る。始めて京師に町奉行を置き、市人の訟獄を斷ぜしむ。

十年、堀尾氏嗣無し。國除かる。次年京極氏を徙封す。後三年亦嗣無し。封を收め、其胤子を召して、播磨の地六萬石を賜ふ。十一年、將軍入朝す。從一位に進み、左大臣に遷る。始めて京師に町奉行を置き、市人の訟獄を斷ぜしむ。

● 由ナヂを引きたる者 ● 市民の訴訟を裁判せしむ

十四年十月。故小西氏餘黨。以邪蘇教煽民。據肥前島原。作亂。將軍下教。西海諸侯遣板倉重昌監其軍。討之。尋遣松平信綱。命水野勝成。贊謀焉。未至。十五年正月朔。重昌戰死。信綱至。城陷。誅賊渠帥十餘人。斬首四萬。

十四年十月、故小西氏の餘黨、邪蘇教を以て民を煽し、肥前の島原に據りて亂を作す。將軍教を西海の諸侯に下し、板倉重昌を遣して其軍を監して、之を討たしむ。尋きて松平信綱を遣し、水野勝成に命じて謀を贊けしむ。未だ至らず。十五年正月朔、重昌戰死す。信綱至る。城陷る。賊の渠帥十餘人を誅し、斬首四萬なり。邪蘇の禁を海内に申す。

● 煽動し ● かしち

十四年十月。故小西氏餘黨。以邪蘇教煽民。據肥前島原。作亂。將軍下教。西海諸侯遣板倉重昌監其軍。討之。尋遣松平信綱。命水野勝成。贊謀焉。未至。十五年正月朔。重昌戰死。信綱至。城陷。誅賊渠帥十餘人。斬首四萬。

申邪蘇禁於海内。

十六年。始置大老職。以土井利勝爲之。免老中連署。而猶參大議。十七年。生駒氏無嗣。國除。十八年。將軍生長子家綱。是歲。初置勅定奉行數員。掌錢穀。以松平正綱告老也。正綱。實郡吏大河内秀綱者子。冒松平氏。長於理財。歷事三世。常爲度支。嗣子信綱。秀綱庶孫。而養於正綱。二十年。九月。天皇諡三子。兄紹仁。是爲後光明天皇。天皇正保元年。將軍生三子。綱重。後爲參議。封于甲斐。二年。生三子。綱吉。後爲中將。封于前林。

十六年、始めて大老職を置き、土井利勝を以て之と爲す。老中の連署を免じて、猶ほ大議に參せしむ。十七年、生駒氏嗣無し。國除かる。十八年、將軍、長子家綱を生む。是の歲、始めて勅定奉行數員を置き、錢穀を掌らしむ。松平正綱の老を告ぐるを以てなり。正綱は實は郡吏大河内秀綱といふ者の子なり。松平氏を冒す。理財に長ず。三世に歷事して、常に度支たり。嗣子信綱は秀綱の庶孫にして、正綱に養はる。二十年九月、天皇、位を皇兄紹仁に讓る。是を後光明天皇と爲す。天皇の正保元年、將軍三子綱重を生む。後に參議と爲り、甲斐に封ぜらる。二年三子綱吉を生む。後に中將と爲り、前林に封ぜらる。

● 幕府の編纂 ● 歌人 ● 隱居したる故なり ● 財政を整理すること巧也 ● 會計 ● 家康の孫

慶安四年四月二十日。將軍薨。年四十八。葬于日光山。贈官位如前代。諡大猷。大猷公幼英偉。東照公器之。戒曰。台德公曰。易嫡。亂之本也。且竹千代後必爲明將。宜速定儲貳焉。戒其保傅曰。父必求其子類己。是不協之原也。宜因其器成之。就之。吾於三郎。有終身之憾。汝輩勿使將軍再憾也。及長。聰明勇決。恩威並行。東照台德之世。諸巨藩各自僭。其會同者。將軍或郊迎之。禮分未定。

慶安四年四月二十日、將軍、薨す。年、四十八なり。日光山に葬る。官位を贈ること前代の如し。大猷と諡す。大猷公幼にして英偉なり。東照公之を器とす。台德公を戒めて曰く、嫡を易ふるは、亂の本なり。且つ竹千代は、後に必ず名將とならん。宜しく速かに儲貳に定むべしと。其保傅を戒めて曰く、父必ず其子の己に類するを求むるは、是れ協はざるの原なり。宜しく其器に因りて之を成就すべし。吾が三郎に於ける、終身の憾有り。汝が輩將軍をして再び憾みしむる勿れと。長するに君びて、聰明勇決にして、恩威並び行はる。東照・台德の世は、諸の巨藩、各々自ら僭。其會同には、將軍或は之を郊迎して、禮分未だ定らず。

● ナぐる ● 器量あるものとす ● あとつぎ ● もりやく ● 信康 ● 恩愛と威嚴と ● 家康と秀忠 ● ふしわかまる ● 江戸の入口に迎ふ ● 分限に應ずる格式

及大猷公時。嘗盡召天下侯伯于大城。自諭之曰。我祖考。因二卿等力一定天下。且以其嘗比肩同等。故加二禮待。不三敢比二譜第將士。至於二家光。則二權報已主天下。自有與祖考。異者。今已居二統率之任。而不二事。權。非。所。宜也。自。今。待。卿等。當。同。於。二譜等。若。不。厭。心。其。各。之。國。

大猷公の時に及びて、嘗て盡く天下の侯伯を大城に召し、自ら之に諭して曰く我が祖考は、卿等の力に因りて天下を定む。且つ其嘗て肩を比べ等を同じくせしを以て、故に禮待を加へ、敢て譜第の將士に比せず。家光に至りては、則ち權報より已に天下に主たり。自ら祖考と異なる者有り。今已に統率の任に居りて、事權を一にせざるは、宜しき所に非ざるなり。今より卿等を待すること、當に譜第に同じくすべし。若し心に厭かすんば、其れ各々國に之け。暇を給すること三歳なり。熟思して以て去就を決せよと。諸侯皆逡巡して曰く、敢て命を聽かざらんやと。公乃ち起ちて、入りて内廳に坐し、次を以て諸侯を延き、佩刀を賜ふ。公、便服盤坐して、腰に佩ぶる所無し。諸侯刀を受けて拜す。公曰く、刀を檢せよと。議侯、悚息して、刀を抽くこと寸許にして、輒ち退く。是より德川氏の權勢益々定る。

● 祖父と父と ● 明宗なりし故 ● 世臣の將士と同等に取扱はず ● わつき ● 略襲にて胡坐をかき ● 中身をしらべて見よ ● ももろく

給暇三歳。熟思以決去就。諸侯皆逡巡曰。敢不聽命。公乃起。入坐内廳。以次延諸侯。賜佩刀。公便服盤坐。腰無所佩。諸侯受刀拜。公曰。檢刀。諸侯悚息。抽刀寸許。輒退。自是德川氏權勢益定。

然而其事。皇室恭順如故。其再入朝。朝廷欲以爲太政大臣。公固辭曰。先臣嘗叨此職。幸得全首領。以沒臣敢復哉。公甚敬祖先。諸老臣侍燕。間言及東照公事。公輒曰。少俟之。乃改衣帶。盥漱。然後聽之。善摘察。臣下是非。而

然れども其の皇室に事へて、恭順なること故の如し。其再び入朝するや、朝廷以て太政大臣と爲さんと欲す。公、固辭して曰く、先臣嘗て此職を叨にす。幸にして首領を全くして以て没するを得たり。臣敢て復たせんやと。公甚だ祖先を敬す。諸老臣、燕に侍し、間々言東照公の事に及べば、公輒ち曰く、少く之を俟てと。乃ち衣帶を改めて、盥漱し、然る後に之を聴く。善く臣下の是非を摘察して、而して輕しく之を口に發せず。黜陟の議有るに遇へば、輒ち曰く、其の貌は此の如く、性は此の如しと。其の知る所、諸老に過ぐ。久世廣宣の三子廣之、側衆と爲り、權寵有り。公、一日、卒かに之に問ひて曰く、汝、今朝諸侯の贈遺を得るかと。廣之拜して對へて曰く、然りと。贈者の姓名及び其物件を問ふ。廣之條對す。公曰く、未だ盡さざるなりと。廣之簿記を懐に取りて、之

不三輕發之口。遇有黜陟之議。輒曰。某貌如此。性如此。其所知過於諸老。久世廣宜三子廣之。爲側衆。有權寵。公一日卒。問之曰。汝今朝得諸侯贈遺乎。廣之拜而對曰。然。問贈者姓名及其物件。廣之條對。公曰。未盡也。廣之取三簿記於懷。檢之。果然。因惶汗而退。更相告警。堀田正盛。太田資宗等。春日局の縁故を以て、皆寵任せらる。皆横邪に至らず。

● うや／＼しくしたがよ ● 太政大臣の職をみだりに拜受す ● 酒宴の席 ● 無々しく口に出さず ● 某の容貌はかやう／＼性質はかやう／＼ ● 一々こたよ ● おもて汗を流す ● はしりまゝによこしまなること

時承平既久。麾下風習。漸趨奢侈。往往不能自給。台德公之薨。殯賜遺金。又周加其俸。婚嫁喪葬。概皆得。時に承平既に久しく、麾下の風習、漸く奢侈に趨る。往往自ら給する能はず。台德公の薨するや、遺金を頒賜す。又周く其俸を加ふ。婚嫁喪葬は、概ね皆官に貸るを得たり。而して猶ほ因乏を告ぐ。世子生るゝの明年、教有り。盡く麾下の士人及び諸吏を召す。衆皆當に慶典有るべしと謂ふ。公、此日頭痛を患へ、手巾を以て額を約し、杖に扶けられて出で、衆に諭して曰く、聞く汝等因乏極

貸於官。而猶告困乏。世子生之明年。有教。盡召麾下士人及諸吏。衆皆謂當有慶典也。公此日患頭痛。以手巾約額。扶杖而出。諭衆曰。聞汝等困乏極矣。即明日有緩急。出次品川。亦不可能也。如是則汝等欲置吾於何地乎。因大息泣下。衆莫能仰視。酒井忠勝在側。颺言曰。諸君恃仁狃恩。忘奉之上道。從今以往。不容假貸。各自量度。勿勞公上之念。衆心服而罷。已而下令。諸士子弟。年長堪用者。舉充番士。因給俸。又置新番。以充之。又遣使諸道。問民疾苦。數舉賑恤之與。

ると。即し明日緩急有らんに、出でて品川に次せんも、亦能くす可からざるなり。是の如くんば、則ち汝等吾を何地に置かんと欲するかと。因りて大息して泣下る。衆能く仰ぎ視る莫し。酒井忠勝、側に在り。颺言して曰く、諸君仁を恃み恩に狃れ、上を奉ずるの道を忘る。今より以往、假貸を容れず。各々自ら量度して、公上の念を勞する勿れと。衆、心服して罷む。已にして令を下して、諸士の子弟、年長けて用に堪ふる者は、舉げて番士に充つ。因りて俸を給す。又新番を置き、大番の子弟を以て之に充つ。又使を諸道に遣して、民の疾苦を問はしめ、數々賑恤の典を舉ぐ。

● 太平 ● まゝ自から生活立たず ● 分ち賜ふ ● 喜びの沙汰 ● 賑を高うして ● 街金をせず ● 身分を考へて困らぬやうにして ● 役に立つ者 ● 賑し賑む所のこと

台徳公時。青山忠俊獲罪。放于遠江。及公親政。未及復之。而死。配所。乃召用其子宗俊。晚歳。賜邑于信濃。面諭曰。自吾之幼。汝父盡忠。輪誠。吾駭不爲意。使三之死。配所。今悔無及也。猶將報之於汝焉。庶幾慰其冤魂。自今汝事我子。猶汝父事我。再鎮小田原。以白父祖之冤。天下悅服。

台徳公の時、青山忠俊罪を獲て遠江に放たる。公、政を親らするに及びて、未だ之を復するに及ばずして、配所に死す。乃ち其子宗俊を召し用ふ。晩歳邑を信濃に賜ふ。面諭して曰く、吾の幼なるより、汝の父、忠を盡し誠を輪す。吾れ駭にして意と爲さず。之をして配所に死せしむ。今悔ゆるも及ぶ無きなり。猶ほ將に之を汝に報ぜんとなす。庶幾はくは其冤魂を慰せん。今より汝、我が子に事ふるに、猶ほ汝の父の我に事ふるがごとくなれと。君臣皆嗚咽す。又大久保忠季に肥前の地八萬石を賜ふ。其子忠任に及びて、終に舊封に復し、再び小田原に鎮せしめて、以て父祖の冤を白かにす。天下悦服す。

● 魂葬中に死す ● 老年 ● 我孫にして青山忠俊の事を心に掛けず ● 突脚に死したる驍魂 ● 右條誤に唱ふ ● 懐びて心服す

當公之時。名臣盈朝。肥後守松平正之。掃部頭井伊直孝。大炊頭土井利勝。讀岐守酒井忠勝。周防守板倉重宗。伊豆守松平信綱。豐後守阿部忠秋等。爲其最焉。自公爲世子時。信綱忠秋爲侍臣。公嘗見屋上乳雀。命近臣往捕之。屋係將軍燕室。衆莫敢往。乃推

公の時に當りて、名臣朝に盈つ。肥後守松平正之・掃部頭井伊直孝・大炊頭土井利勝・讀岐守酒井忠勝・周防守板倉重宗・伊豆守松平信綱・豐後守阿部忠秋等其最たり。公、世子たる時より、信綱・忠秋、侍臣たり。公、嘗て屋上の乳雀を見、近臣に命じて往きて之を捕へしむ。屋は將軍の燕室に係る。衆敢て往くなし。乃ち信綱を推して曰く、汝、年幼にして體輕し。宜しく往くべしと。信綱勉強して命に應じ、夜、潛に屋に縁りて之を索め、足を失して庭中に墮つ。譟然として聲あり。將軍は刀を提げ、夫人は燭を執りて出づ。信綱を見て、其來山を問ふ。對て曰く、臣、雀兒を觀て之を愛し、竊かに來り捕ふるなりと。將軍曰く、否。是れ必ず主使する者あらんと。窮詰すること再四なるも而も告げず。將軍怒り、信綱を巨囊中に内れて、其口を緘し、之を柱に懸けて曰く、汝、實を告げずば、出づるを許さじと。信綱囊中より之を争ひて、且に徹す。旦日、將軍出でて朝を視る。夫人、信綱の志を憫み、其飢を慮りて、私かに囊口

信綱曰。汝年幼體輕。宜往。信綱勉強應命。夜潛緣屋索之。失足墮庭中。諒然有聲。將軍提刀。夫人執燭而出。見信綱。問其來由。對曰。臣觀雀兒愛之。竊來捕也。將軍曰。否。是必有主使者。窮詰再四。而不告。將軍怒。內信綱於巨囊中。而城其口。懸之柱。曰。汝不告實。不許出。信綱自囊中爭之。徹旦且日。將軍出視朝。夫人憫信綱之志。而慮其飢。私舐口。以餒之。復緘其口。如初。日中。將軍入。復詰之。終不改辭。夫人因請而縱之。將軍目送焉。謂夫人曰。孺子能如是。後必羽翼我兒。果如其言。

を眩き、儼を以て之に昭はしめ、復た其口を緘すること初の如くす。日中に將軍入りて復た之を詰るも、終に辭を改めず、夫人固く請ひて之を縱す。將軍、目送して、夫人に謂ひて曰く、孺子能く是の如し。後に必ず我が兒の羽翼と爲らんと。果して其言の如し。

- 名高き良臣
- 雀の子
- 休息の部屋
- 曲げて、無理に我慢して
- 屋根を降りて
- 足をよか
- はづして
- ばたばたと
- わり
- 指圖する者ありしなちん
- 問詰る
- 大袋の中
- 袋の口を
- 括り
- 食ひあまりの食物
- 見送りて
- 輔佐

信綱警敏絶人。而能下於人。公嘗欲急

信綱、警敏なること、人に絶して、而して能く人にする。公嘗て急に一城樓を改造せんと欲す。信綱、工を督し、一宵にして成る。白紙を以て壁に糊す。新

改造一城樓。信綱督工。一宵而成。以白紙糊壁。如新聖者。利勝讓之曰。不成則已。是使主人責難於下也。信綱謝曰。僕請終身以爲戒。信綱嘗如京師。朝旨有所徵求。疏十餘條。信綱盡辨其不可。而還。衆稱其敏。忠勝讓之曰。列世恭順之旨。子豈不知乎。何必盡拒之爲。信綱驚悔無惜。

聖の者の如し。利勝之を讓めて曰く、成らざれば則ち已む。是れ人主をして難きを下に責めしむるなりと。信綱謝して曰く、僕請ふ、終身以て戒と爲さんと。信綱嘗て京師に如く。朝旨、徵求する所有りて、十餘條を疏す。信綱盡く其不可を辨じて還る。衆、其敏を稱す。忠勝之を讓めて曰く、列世恭順の旨、子豈に知らざるか。何ぞ必ずしも盡く之を拒むことを爲さんと。信綱、驚悔して措く無し。

- はしこきこと衆人にたちこえて
- 白紙にて壁を貼りつく
- 新らしき白壁
- 朝廷の御恩召を以て請
- 求むる所
- いたく驚き後悔

公之始親政也。下教曰。大小之事。盡如

公の始めて政を親らするや、教を下して曰く、大小の事、盡く東照公の約の如くせんと。伊達政宗、狀を上りて曰く、東照公曾て我を百萬石に封せんと

東照公約。伊達政宗上。狀曰。東照公曾約封我百萬石。願如約。蘇麟病之。利勝曰。掃部頭能辨之。乃命直孝。直孝退。朝直詣伊達氏。面見政宗。曰。聞公舉前代約。請封信乎。曰。信。曰。所謂約。有印信乎。曰。有。曰。蓋偽也。政宗曰。何得謂偽乎。吾且示之。即出示之。直孝受

約す。願はくは約の如くせんと。幕議之を病ふ。利勝曰く、掃部頭能く之を辨せんと。乃ち直孝に命す。直孝朝より退き、直に伊達氏に詣り、面のあたり政宗を見て曰く、聞く、公、前代の約を舉げて封を請ふと。信なるかと。曰く、信なりと。曰く、所謂約は、印信有るか。曰く、有りと。曰く、蓋し偽ならんと。政宗曰く、何ぞ、偽と謂ふを得んや。吾れ且つ之を示さんと。即ち出して之を示す。直孝受けて熱視して曰く、是れ故紙のみと。乃ち扯裂して爐火中に投ず。政宗、色然として駭く。直孝笑ひて曰く、此約は蓋し一時の權宜に出づ。且つ事既に往く。今乃ち持して以て利を要むるは、何ぞ計の淺きやと。政宗曰く、老夫誤れりと。因りて笑ひて止む。福島氏の封を收むるや、羣議決せず。板倉勝重、直孝を薦めて曰く、掃部頭は人の足跡を踐まざる者と。乃ち直孝を召す。議遂に決するを得たり。勝重、京尹たること年久し。元和中老を以て職を辭す。台徳公優勞し、人を舉げて自ら代らしむ。勝重曰く、臣が長兒に若くは莫しと。乃ち重

宗に命す。

●幕府の評議に於て其處分に苦む ●役所より退きて ●御朱印 ●ほご ●引裂きて爐中に投じて燒く ●顔色を變へ ●此の約束を思ふにたゞ一時のかりの計ひよりなしたるものなり ●常人の眞假をせざる者 ●京都所司代 ●長子

而熱視曰。是故紙耳。乃扯裂投爐火中。政宗色然面駭。直孝笑曰。此約蓋出。一時權宜。且事既往矣。今乃持以要利。何計之淺也。政宗曰。老夫誤矣。因笑而止。福島氏之收封也。羣議不決。板倉勝重薦直孝。曰。掃部頭不踐人足跡者。乃召直孝。議遂得決焉。勝重爲京尹。年久。元和中。以老辭職。台徳公優勞。使舉人自代。勝重曰。莫若臣長兒。乃命重宗。

重宗慎密廉平。世以爲不悅其父。公嘗有疾。困劇。遠近疑懼。既而愈。馳使京師。報之。重宗答書至。曰。臣遊

重宗、慎密廉平なり。世のひと以爲へらく、其父に愧ぢずと。公嘗て疾有りて、困劇し、遠近疑懼す。既にして愈ゆ。使を京師に馳せて之を報す。重宗の答書至る。曰く、臣遊獵すること數日にして歸る。以て奉答稽緩を致すと。公、之を覽て曰く、京師の驚擾知るべきなりと。明日忠勝入りて、其書を覽て曰く、京師の驚擾知るべきなりと。侍者其意を解する無し。忠勝の退くを俟ちて之を問ふ。

獵數日而歸。以致奉答稱。緩。公覽之曰。京師驚擾。可知也。明日忠勝入。覽其書。曰。京師驚擾。可知也。侍者無解其意。俟忠勝退。問之。對曰。周防守務示暇。豫。非鎮衆情。乎。侍者乃服。其上下一心。概如此。忠勝直孝相踵。爲大老。信綱忠秋自少老進。老中而正之。特位于諸老之上。

對へて曰く、周防守務めて暇豫を示すは、衆情を鎮するに非ずやと。侍者乃ち服す。其上下一心なること、概ね此の如し。忠勝・直孝相踵ぎて大老と爲り、信綱・忠秋少老より老中に進む。而して正之は特に諸老の上に位す。

● 概み深く注意こまかに故少く公平なり ● 病氣のため困むこと甚だし ● ちこたりもくる ● 一本に解を解に作る。忠勝の意中分らず ● いとまあるやうに見せかくるは ● 大老、少老、老中の上位に在り

正之爲台德公學子。公侍婢有孕而出。生男於其鄉。邦俗端午節。有男兒者。樹幟于門。葵章家幟用葵章。

正之は台德公の學子なり。公の侍婢孕む有りて出で、男を其郷に生む。邦俗、端午の節に、男兒ある者は、幟を門に樹つ。婢家の幟に葵章を用ふ。吏詰りて其故を得たり、證左有り。遂に以て聞す。保科正光、子無きを以て、請ひて嗣と爲すを得て、名を正之と命す。大猷公立ちて未だ達せざるなり。公、嘗て鷹を馴郷に放つ。羣騎散じて、自ら息ふ。公、近臣數人と微行して、邑中の佛寺に入る。

吏詰得二其故。有證左。遂以開。保科正光以無子。請得爲嗣。命二名正之。大猷公立而未達也。公嘗放鷹於郷。羣騎散而自息。公與近臣數人微行。入邑中佛寺。寺僧誰何。公曰。吾番衆也。願少息。此僧與坐而談。公視其壁畫。頗雅。謂之曰。貴寺在僻。何以得若是。豈有大檀越邪。曰。無有也。唯有保科氏。亦貧乏不足有爲。吾聞保科君將軍親弟也。小民猶知恤兄弟。貴人何情薄如此。公色少變。目從者辭謝而出。

寺僧、誰何す。公曰く、吾は番衆なり。願はくは少く此に息はしめよと。僧與に坐して談る。公、其壁畫の頗る雅なるを視て、之に謂ひて曰く、貴寺、僻に在り。何を以て是の如きを得る。豈に大檀越有るか。曰く、有る無し。唯保科氏有るも、亦貧乏にして爲すあるに足らず。吾れ聞く、保科君は、將軍の親弟なりと。小民猶ほ兄弟を恤むを知る。貴人は何ぞ情薄きこと此の如きと。公、色少しく變じ、從者を目して、辭謝して出づ。

● 妾腹の子 ● 慶元女 ● 日本の風俗 ● 家紋あるのぼり ● 葵の紋 ● 證據あり ● 耳に入らざる ● 今の東京郊外の日照 ● 御忍びて行く ● とがむ ● 田舎 ● 身分よき名家 ● 貧乏にて仕方なし

頃之羣騎至。

頃くして羣騎至り、將軍を求めて、之を僧に問ふ。僧曰く、藹に數少年ありて



來將軍。問之。僧曰。嚮有數少年。息騎。曰。是將軍也。僧大驚懼。誅。居無何。有教。增封正之于山形二十萬石。賜松平氏。給驪郷寺香火。邑。後正之。徙鎮會津。累遷四位中將。性敦實好學。公特親重之。公臨終。召諸老。而屬世子家綱。世子襲職。甫十一。天資仁恕。時利勝已卒。正之以下。受遺命。補佐幼主。不取爲慶讓。以俟其長。大納言義直先公而卒。賴宣賴房猶健。國多流言。

來り息ふと。騎曰く、是れ將軍なりと。僧大に驚きて誅を懼る。居ること何も無くして教有り。正之を山形の二十萬石の増封して、松平氏を賜ひ、驪郷の寺に香火の邑を給ふ。後に正之徙りて會津を鎮す。四位の中將に累遷す。性敦實にし、學を好む。公、特に之を親重す。公、終に臨みて諸老を召して、而して世子家綱を屬す。世子、職を襲ぐ。甫めて十一なり。天資仁恕なり。時に利勝已に卒す。正之以下遺命を受けて、幼主を補佐し、敢て慶讓を爲さずして、以て其長するを俟つ。大納言義直は公に先だちて卒す。賴宣・賴房は猶ほ健なり。國に流言多し。

● 一本に也の字耳に作る ● 諒明に處せられんことを心配す ● 寺領 ● 心あつく著實なり ● うまれつき ● 賢明、功を慶び罪を懼むる意 ● いひよちし

明曆三年。江戸。戸災。除。不滅。城郭第舍。延燒略盡。物情恟然。信綱忠秋指麾内。外。事皆立辨。忠勝等協議。盡罷諸侯。就國。各撫其民。經。理。土。木。盡復。舊。觀。天。下不。復。動。搖。既而親藩老臣前後皆卒。而將軍親政。還諸侯。質在城中。者。于各第。禁。殉。死。在。職。三。十。一。年。薨。葬。于。寬。永。寺。諡。嚴。有。

明曆三年、江戸に災あり。歳を踰えて滅せず。城郭第舍延燒して略々盡く。物情恟然たり。信綱、忠秋、内外を指麾して、事皆立ちどころに辨す。忠勝等協議して、盡く諸侯を罷めて國に就きて、各々其民を撫せしめ、土木を經理して盡く舊觀に復す。天下復た動搖せず。既にして親藩の老臣前後皆卒す。而して將軍政を親す。諸侯の質の城中に在る者を各第に還し、殉死を禁す。職に在ること三十一年にして、薨す。寬永寺に葬る。嚴有と諡す。

● 後西院の年號 ● 翌年まで火消えず ● 幕府の内外をさしづして ● 普明の事を監督してのこちア元の姿にかへす ● 變動せず ● 將軍御一家の大名の老臣だち

自是之後。寬永。增上二寺。爲德川氏塋。

是より後、寬永・増上の二寺、德川氏の塋域と爲る。初め東照公祖先に事ふるに甚だ謹む。後陽成帝嘗て公に賜ふに菊桐章を以てせんと欲す。辭して曰く、

城。初東照公。事祖先。甚謹。後陽成帝嘗欲賜公以第。桐章辭曰。此已賜足利氏。非新田氏之榮也。臣自有葵章焉。天恩苟欲酬微勞。伏願錄臣祖先。乃詔贈上祖義重。從四位下。鎮守府將軍。父廣忠。正位大納言。其歲。與台德公。偕獵于上野。使三土井利勝等。如新田世良田。德川諸邑。問其父老。得義重。義貞故址。建一寺。曰日光。以奉詔書。與

此れ已に足利氏に賜ふ。新田氏の榮に非ざるなり。臣自ら葵章有り。天恩苟も微勞に酬いんと欲せば、伏して願はくは、臣の祖先を録せよと。乃ち詔して、上祖義重に從四位下鎮守府將軍、父廣忠に正一位大納言を贈る。其歲台德公と、偕に上野に獵し、土井利勝等をして、新田・世良田・德川の諸邑に如かしめ、其父老に問ひて、義重・義貞の故址を得て、一寺を建て、大光と曰ひ、以て詔書を奉じて、參河の大樹寺と與に、皆勅願寺に准す。台德・大猷の二公、益々祖先を敬す。故を以て、後嗣親しく兩塋を拜するを以て常務と爲す。上野・參河の如きは、則ち使を遣して祀を修む。而して在職の中、必ず一たび日光廟に詣す。以て重典と爲す。

● 墓地 ● 葵の故塚 ● 天子御座を垂れて僅かの勞を賞せんとならば ● 官位を與へよ ● 一本に正二位成ひは從三位に作る ● よるきあと ● あとつぎ ● 二箇の墓 ● 重き儀式

參河大樹寺。皆准勅願寺。台德大猷。二公益敬祖先。以故後嗣。以親拜兩塋。爲常務。如三上野。參河。則遣使修祀。而在職之中。必一詣日光廟。以爲重典。

嚴有公。薨。而無嗣。弟中將諱綱吉。自館林入。紹職。二十九年。薨。從子中納言諱家宣。自甲斐入。紹職。四年。薨。文昭。世子諱家繼。襲職。四年。薨。有章。無嗣。賴宣。孫中納言諱吉宗。自紀伊入。紹職。大修。曾祖之政。厲精。

嚴有公、薨す。嗣無し。弟中將諱は綱吉、館林より入りて職を紹ぐ。二十九年にして薨す。常憲と諡す。從子中納言、諱は家宣、甲斐より入りて職を紹ぐ。四年にして薨す。文昭と諡す。世子諱は家繼、職を襲ぐ。四年にして、薨す。有章と諡す。嗣無し。賴宣の孫中納言、諱は吉宗、紀伊より入りて職を紹ぐ。大に會祖の政を修め、精を厲して治を爲す。釐革する所多し。天下號して德川氏中興の主と爲す。三十年にして、職を辭し、後六年にして、薨す。有徳と諡す。世子諱は家重、職を襲ぐ。十七年にして薨す。惇信と諡す。世子諱は家治、職を襲ぐ。二十五年にして薨す。浚明と諡す。浚明公以上嚴有公に至るまで、官位に敘任すること、概ね常例有り。世子たる時は、正三位に敘し、大納言に任す。大將軍を襲ぐに及びて、正二位に進み、内大臣・右大臣に累遷し、右近衛大將

爲治多所盤  
革天下號爲  
德川氏中興  
之主三十年  
辭職後六年  
薨諡有德世  
子諱家重襲  
職十七年薨  
官位概有常  
臣兼右近衛  
氏足利氏故

を兼ね。薨するに及びて、正一位大相國を贈り、諡を賜ふ。其軍職帶ぶる所は皆同じ。大納言以前、敍任は源氏・足利氏の故事の如し。而して天使就きて拜す。天下に布告するは、大納言より始る。

●をひ ●能めはげみて政治をなす ●をさめあちたむ ●一本に定とあり

初有德公爲  
後世深慮就  
世祿中立官  
俸增減法及  
祿其二子不  
復建封土給  
慶粟十萬石  
賜第于田安

初め有德公、後世の爲に深慮し、世祿中に就きて、官俸の増減法を立つ。其二子を祿するに及びて、復た封土を建てず。慶粟十萬石を給し、第を田安・一橋に賜ふ。惇信公又例に沿ひて其一子を祿し、清水に第し、皆省卿と爲す。渡明公嗣無きに及びて、今の公、一橋より入りて世子と爲る。名は家齊、實に有德公の曾孫なり。職を襲ぐに及びて、復た其政を修め、賢に任じ能を使ひ、百廢悉く

一橋。惇信公  
又沿例祿其  
一子第于清  
水。皆爲省卿  
及渡明公無  
嗣。今公自一  
橋入爲世子。  
名家齊。實有  
德公曾孫。及  
襲職。復修其  
政。任賢使能。  
百廢悉舉。在  
職最久。累遷  
左大臣。終拜  
太政大臣。固  
辭不得命。又  
以世子家慶  
進從一位內  
大臣。於是  
使掃部頭井  
伊直亮。越中  
守松平定永  
入朝謝恩。源  
氏足利氏以  
來。在軍職兼  
太政官者。固  
公而已。蓋武  
門平治天下  
至是極其盛  
云。

舉る。在職最も久し。左大臣に累遷し、遂に太政大臣に拜せらる。固辭すれども命を得ず。又世子家慶を以て、從一位內大臣に進めらる。是に於て、掃部頭井伊直亮・越中守松平定永をして、入朝して恩を謝せしむ。源氏・足利氏以來、軍職に在りて太政官を兼ねる者は、獨り公のみ。蓋し武門の天下を平治すること、是に至りて其盛を極むと云ふ。

●深く考へ ●御殿の木 ●八名の卿 ●種々のすたれたること悉く再興す ●將軍職 ●最盛の時 初なり

外史氏曰く、吾嘗て江戸に遊び、其城闕の壯、侯伯邸第の夥しきを觀る。既にして東海を歴て、尾濃の間に彷徨し、北は信越の諸山の綿亘重疊して來り、

侯伯邸第之  
夥。既而歷東  
海。訪程尾瀧  
之間。北望信  
越諸山。綿亘  
重疊而來。遂  
赴京畿。而其  
南沃野洪潤。  
與參遠接。眞  
天下之衢路。  
想見千軍萬  
馬之馳驟。今  
之布邸列第  
者。其初皆決  
蓋源平以還。  
治少亂多。羣  
維基時。分裂  
梗塞。不知其  
閱幾百歲。而

進に京畿に赴くを望む。而して其の南は沃野洪潤、參遠と接す。眞に天下の衢路、千軍萬馬の馳驟を想見す。今の邸を布き第を列する者、其初皆鬪背を此に決せるなり。蓋し源平以還、治少くして亂多し。羣雄基時し、分裂梗塞して、其の幾百歳を閱するかを知らず。而して今吾緩帶垂裳、糧を齎さずして行くは、則ち誰の力ぞや。世の論者或は大阪の事を病へて、東照公の徳を累すと爲す。是れ時勢を知らざるの論なり。吾曰く、公の天下を取るは、大阪に在らずして、關原に在り。關原に在らずして、小牧に在りと。夫れ公は織田氏の屬國なり。而して太閤は其將校なり。太閤は織田氏の將校を以て身を起し、乃ち其君の遺孤を欺き、之に加ふるに兵を以てせんと欲す。諸同列、其力を畏れ、其惠を私して、逡巡して、敢て争ふ莫し。而るに公、獨毅然として弱を扶けて、強に抗す。野次の一戦に、其二驍將を獲たるは、固より以て奸雄の膽を破り、而して天下の心を服するに足る。

● 城門の壯觀 ● さまよふ ● 肥沃の田野廣々として ● はせまはる ● 經過 ● 盜賊等の危害に備ふる必要なきこと、茲はよくなる ● 尙は其の上に兵力を以て之を亡ぼさんとす

今吾緩帶垂  
裳。不鬪糧而  
行焉。則誰之  
力邪。世論者  
或病大坂之  
事。爲累東照  
公之徳。是不  
知時勢之論  
也。昔曰。公  
之取天下。不  
在大坂。而在  
於關原。不在  
於小牧。夫公  
織田氏屬國  
也。而太閤其  
將校也。太閤  
以織田氏將  
校起其身。乃  
欺其君之遺  
孤。欲加之以  
兵。諸同列畏  
其力。私其惠  
。逡巡而莫敢  
争。而公獨毅然扶弱而抗強。野次一戰。獲其二驍將。固足以破奸雄之膽。而服天下之心。

當是之時。太  
閤所據。不過  
近畿諸州。瓦  
合烏集。人懷  
觀望。而公以  
參遠膠漆之  
民。加以甲信  
之精銳。勳蓋  
忠義。如雲如  
雨。使和親不

是の時に當りて、太閤の據る所は近畿の諸州に過ぎず。瓦合烏集、人々、觀望を懐く。而して公は參遠膠漆の民を以てし、加ふるに甲信の精銳を以てす。勳奮、忠義、雲の如く、雨の如し、和親をして成らしめず、兩姓をして兵を構へしめば、天下の事、未だ知るべからざるなり。昔者、曹操、劉玄德に謂ふ、天下の英雄は、唯君と我とのみ、袁本初の輩は論するに足らずと。今太閤を以て柴田勝家等を視るに、猶ほ操の本初に於けるが如し、而して其の公を憚るや、當に玄德のみな

成。兩姓構兵。天下之事。未可知也。昔者曹操謂劉玄德。天下英雄。唯君與我。實本初輩不足論。今以太閣視柴田勝家等。猶三揀之於本初。而其憚公也。不啻立德。宜其卑辭厚禮。百方講和。是太閣至計。所以速取天下。而天下之權。已在於德川氏矣。何哉。我戰勝。而彼求和。求者在彼。許者在我。我欲和則和。欲戰則戰。安危禍福。一取決於我。我不已。有天下之權也。邪。唯夫權在於我。是以班爵之崇。封土之隆。不得置之天下。侯伯之右。

らす。宜なり、其の辭を卑くし、禮を厚くして、百方、和を講ずることや。是れ太閣の至計、速に天下を取る所以なり。而して天下の權は、已に德川氏に在り。何ぞや。我れ戦ひ勝ちて、彼和を求む。求むる者は彼にあり。許す者は我に在り。我れ和せんと欲せすれば則ち和し、戦はんとなれば則ち戦ふ。安危禍福、一に決を我に取る、我已に天下の權を有せざらんや。唯夫れ權は我に在り。是を以て班爵の崇、封土の隆、之を天下侯伯の右に置かざるを得ず。

● 解散しやすきよせあつめ ● 天下の形勢を見て居る ● 分難せざる堅きあつまり ● 未だ何となりしや  
ち分らず ● 専ら決定は德川氏による ● 位の順序を高くすること ● 采邑を多大に與ふること

太閣末路。兵

太閣の末路、兵は外に連り、士は内に亂る。而して之を能く定むる莫し。能く

連于外。士亂于内。而莫之能定。能定之者。公而已矣。太閣一嘆。制馭天下者。非公而誰。是其勢不待智者。而後知。特未有豐耳。關原之事。是羣雄相聚。推天下而貽德川氏。者也。何則。彼自開豐。而使

之を定むる者は、公のみ。太閣一たび嘆し、天下を制馭する者は、公に非ずして誰ぞ。是れ其勢、智者を待ちて後に知るならず。特に未だ羣有らざるのみ。關原の事は、是れ羣雄相聚り、天下を推して德川氏に貽る者なり。何となれば則ち彼自ら豐を開きて、我をして之に乗せしむ。我天下に辭有り。天下誰か能く之を禁せん。是に於て、朝廷、之上將の任を授けて、以て天下の侯伯を統べしむ。會同朝聘、東に於いてせざる莫し。則ち大坂は徒に一侯國の坐食する者のみ。公已に織田氏の孤に忍びず。寧んぞ復た豊臣氏の孤に忍びんや。蓋し以て善く之處する有るを思ふ。而して彼れ察せずして、専ら猜疑を挾み、再び自ら豐を開きて、其覆滅を速にす。公に於いて何ぞ累せん。公の雄武老練なる、太閣と雖も、其の畏るゝ所に非ず。況や當時の羣雄に於いてをや。直に之を見童視す。而して何ぞ驕婦驕孺に有らんや。而るを公謀を蓄へ、慮を積みて、之を斃すと謂ふは、皆時情を知らざる者なり。

以統天下侯伯會同朝聘。莫不於東。則大坂徒一侯國之坐食者耳。公已不認織田氏之孤。寧復忍於豐臣氏之孤乎。蓋思有以善處之。而彼不察焉。專挾猜疑。再自開聲。而速其覆滅。於公何累焉。公之雄武老練。雖太閤。非其所畏。況於當時羣雄。直見童視之。而何有於一婦孺。驍獮。而謂公若謀。積慮。而聽之。皆不知時情者也。

公自少小。轉質隣國。已極艱虞。及其主國。又接境。勦敵。百戰爭鋒。寸擗尺取。纔定五州。而織田豐臣氏。以其間奄有。近畿。暴致強大。蓋無不以公爲遲鈍。而不

公は少少より隣國に轉質し、已に艱虞を極む。其の國に主たるに及びて、又境を勁敵に接し、百戰して鋒を争ひ、寸擗尺取、纔に五州を定む。而して織田豐臣氏は、其間を以て近畿を奄有し、暴に強大を致す。蓋し公を以て遲鈍と爲さざる無し。而して天の公を成す所以は乃ち是に在るを知らず。二氏の天下に於ける、唯速に之を得たり、故に速かに之を失ふ。公は未だ嘗て天下を取るに急ならざるなり。而して天下の聲、毎に以て公を開くに足る。嗚呼、是れ其の長く天下を有ちて、以て今日の盛業を基する所以なるか。

● 家康あるのみ ● 死去し ● 弱者にあらずも明瞭なり ● 官譯の言筈 ● 大名の會合出仕 ● 何等公の徳にきざづく事なし ● 小供と同一に顧る ● 院君 ● 秀頼

● 彼方此方と人質となり ● 國境は強敵とツマキ ● 少しづつ取ること ● おはひて所有し ● 天が家康をして大業を成さしむる所以を知らず ● 家康の運を開く ● 盛大なる事業

知天下之所以成。公乃在於。是。二氏之於。天下。唯速得之。故速失之。公未嘗急於取天下也。而天下之聲。每足以開公。嗚呼。是其所以長有天下。以基今日之盛業也。歟。

日本外史下 (卷十二—二十二) 終

卷之十一 關川

日本外史下

1081

昭和四年二月十四日印刷  
昭和四年二月十七日發行

漢文叢書 (非賣品)  
日本外史下

不許複製

編輯者

塚本哲三

印刷者

三浦捷一

印刷所

有朋堂印刷所

發行所

有朋堂書店

東京府下大久保町西大久保二百三十六番地

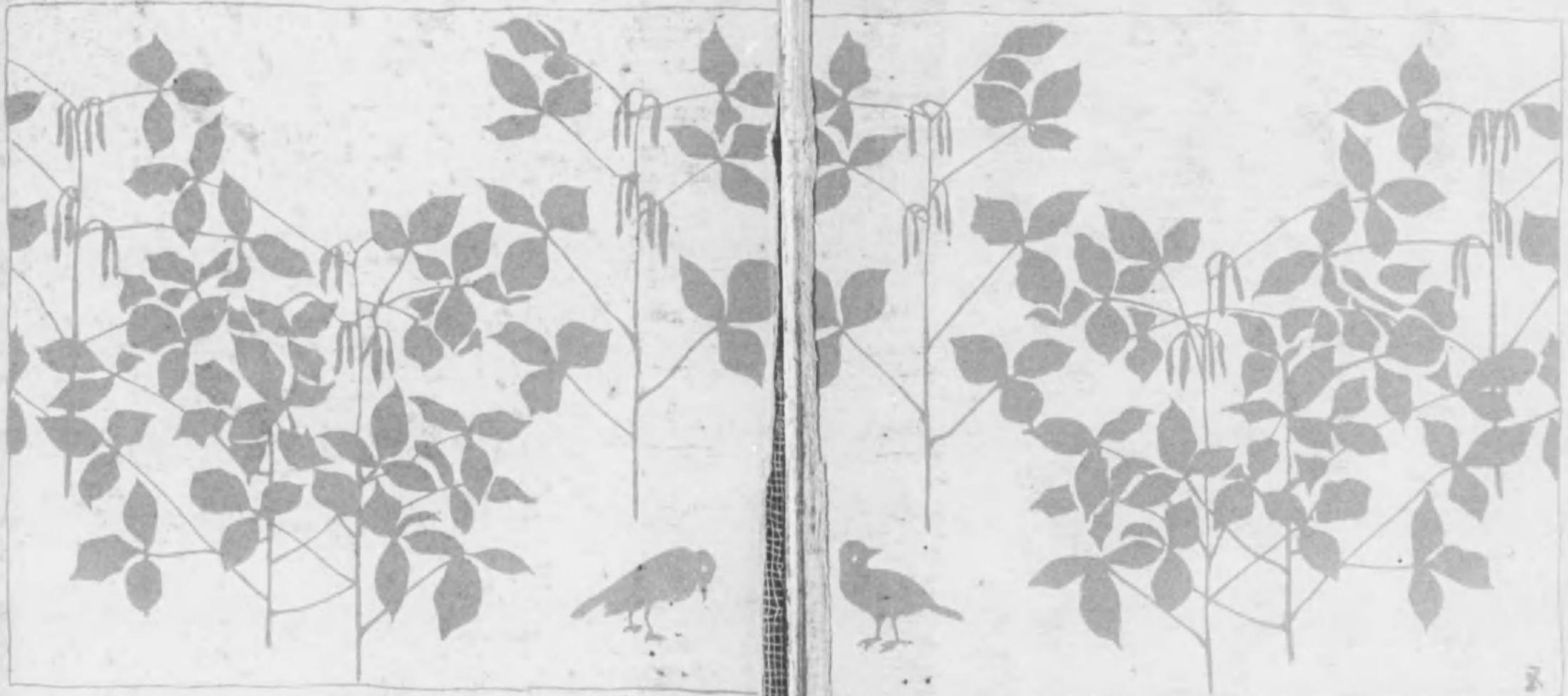
東京市神田區錦町一丁目十九番地

東京市神田區錦町三丁目九番地

東京市神田區錦町一丁目十九番地

(本製山岡)

375  
42





終